



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

734	随意契約の相手方の決定	(情報政策課).....	1
735	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
736	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	2
737	"	(").....	3
738	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
739	"	(").....	4
740	"	(").....	4
741	生活保護法による指定介護機関の休止	(").....	5
742	生活保護法による介護機関の指定	(").....	5
743	"	(").....	6
744	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	7
745	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	7
746	指定一般相談支援事業者の指定	(").....	7
747	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	8
748	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(").....	8
749	海南市に係る農業振興地域の区域の変更	(農林水産総務課).....	9
750	肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課).....	10
*751	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更	(").....	10
*752	"	(").....	10
753	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	11
754	公共測量の終了	(技術調査課).....	11
755	"	(").....	11

○ 公安委員会告示

21	機械警備業務管理者講習の実施	11
----	----------------	-------	----

○ 監査公表

	監査公表第11号	13
	監査公表第12号	19

告 示

和歌山県告示第734号

ICカード認証ソフトライセンス売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年6月9日

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
ICカード認証ソフトライセンス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年5月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市一番丁5番地
- 5 随意契約に係る契約金額
62,640,000円 (うち消費税及び地方消費税の額4,640,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第735号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年6月29日まで縦覧に供する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成29年5月29日
- 2 名称
特定非営利活動法人フードバンク和歌山
- 3 代表者の氏名
古賀敬教
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県御坊市湯川町財部778番地7号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、企業、食料生産者、卸業者、小売業者、個人及び行政組織等から、消費するには十分に安全な規格外食料品等を提供していただき、社会福祉施設や助力を必要とする人たちに食料品等を提供している非営利活動団体、生活困窮者及びその人達に支援を行う行政やこども食堂等に対して、食料品等を配付するフードバンク活動を行うことにより、食品ロスが削減することになり資源の有効活用を促し、地域の福祉環境の向上や共に支え合う心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第736号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月29日まで縦覧に供する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年5月29日

2 名称

特定非営利活動法人ゆうあい

3 代表者の氏名

松原さちみ

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地500

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者など支援を必要とする人に対して、相談支援事業やグループホームなどの地域生活支援に関する事業を行い、あわせて「人づくり」や「街づくり」の活動を行うことにより、ゆたかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第737号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月30日まで縦覧に供する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年5月31日

2 名称

特定非営利活動法人はまゆう和歌山

3 代表者の氏名

中公之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番

5 定款に記載された目的

この法人は公園緑地、スポーツ・文化施設、及びこれらの関連施設の有効活用のための調査、研究、管理を行うと共に、地域社会の中におけるまちづくりや福祉の増進、子供の健全育成及び地域安全活動の推進を図り地域社会全体に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社WISTERIA	新宮市橋本2-2-16	株式会社WISTERIAデイサービスセンターふじだな	新宮市仲之町3-1-3	通所介護・介護予防通所介護	平成27.3.31
株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問看護ステーションめぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2836	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27.12.1
株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問介護ステーションあかり	西牟婁郡上富田町岩田2836	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.12.1
那賀老人福祉施設組合	紀の川市粉河2513	那賀老人福祉施設組合特別養護老人ホーム白水園	紀の川市粉河2513	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成28.3.31
楠本薬局	田辺市秋津町102-8	楠本薬局	田辺市秋津町102-8	居宅療養管理指導	平成28.9.1
ワイズプランニング株式会社	橋本市城山台3-29-21	ケアプラザ柚っ子	橋本市城山台2-14-14 山本ビル1-B	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成28.12.20
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町十九淵274-1	白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町十九淵274-1	居宅介護支援	平成28.12.31
有限会社デイサービスハウスオレンジ	田辺市稲成町64-2	デイサービスハウスオレンジ	田辺市稲成町64-2	通所介護・介護予防通所介護	平成29.3.31

和歌山県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人優養会	田辺市東山1-7-23	在宅複合施設セントポーリア	田辺市東山1-7-23	通所介護・介護予防通所介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成28.12.31

和歌山県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

株式会社オスカー	海南市重根831	オスカーケアサービス	海南市重根831	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 18.12.26
株式会社Link	田辺市高雄1-11-10	訪問看護ステーション和	田辺市上の山2-15-45-201	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 29.2.13
有限会社アルバ	海南市阪井955	シンハマ調剤薬局	海南市日方1521-2	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 29.2.28
仲井間憲要	岩出市紀泉台526	ナカイマ整形外科クリニック	岩出市金池389-1	訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 29.2.28

和歌山県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	ありだ橘苑在宅介護支援センター	有田市野639-2	居宅介護支援	平成 29.2.28
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしゅ倶楽部海南事業所	海南市藤白169	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 29.4.1

和歌山県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社明日葉の郷	東牟婁郡串本町潮岬1844	まりん	東牟婁郡串本町潮岬3037-1	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成 27.4.1
株式会社WISTERIA	新宮市橋本2-2-16	株式会社WISTERIAデイサービスセンターふじだな	新宮市橋本2-2-16	通所介護・介護予防通所介護	平成 27.5.1

株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問看護ステーションめぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27.12.1
株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問介護ステーションあかり	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.12.1
株式会社雄清	田辺市中芳養917-7	グループホームなかはや	田辺市中芳養917-7	認知症対応型共同生活介護	平成28.6.4
株式会社雄清	田辺市中芳養917-7	小規模多機能型居宅介護事業所なかはや	田辺市中芳養917-7	小規模多機能型居宅介護	平成28.6.4
株式会社明日葉の郷	東牟婁郡串本町潮岬1844	まりん	東牟婁郡串本町潮岬2688-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28.7.1
医療法人天竹会	海南市重根11-1	医療法人天竹会竹中整形外科・内科	海南市重根11-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成28.8.1
株式会社なのはな	橋本市城山台2-5-11	訪問看護ステーションなのはな	橋本市橋本1-2-14	訪問看護・介護予防訪問看護	平成28.9.13
社会福祉法人日高川町社会福祉協議会	日高郡日高川町土生160	日高川町社会福祉協議会中津美山事業所	日高郡日高川町川原河264	居宅介護支援	平成28.11.1
社会医療法人博寿会	橋本市東家6-7-26	社会医療法人博寿会山本病院歯科	橋本市東家6-7-26	居宅療養管理指導	平成28.11.22
ワイズプランニング株式会社	橋本市城山台3-29-21	ケアプラザ柚っ子	橋本市城山台2-11-5	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成28.12.20
とらや薬局	田辺市上の山2-30-17	とらや薬局	田辺市上の山2-30-17	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成29.3.1
とらや薬局目良店	田辺市目良31-9	とらや薬局目良店	田辺市目良31-9	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成29.3.1

和歌山県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
塩谷敏和	海南市七山350	しおたにクリニック	海南市七山350	居宅療養管理指導	平成28.4.1
株式会社Link	田辺市高雄1-11-10	訪問看護ステーション和	田辺市高雄1-11-10	訪問看護・介護予防訪問看護	平成29.2.13
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	グループホーム友愛	紀の川市畑野上272	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成29.4.1

和歌山県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町十九淵274-1	白浜町社会福祉協議会訪問介護事業所	西牟婁郡白浜町日置197-1	訪問介護・介護予防訪問介護	事業所の名称変更	白浜町社会福祉協議会日置川支部	白浜町社会福祉協議会訪問介護事業所	平成29.1.1
医療法人日進会	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日1-221-1	医療法人日進会日進会病院	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日1-221-1	通所リハビリテーション・介護療養型医療施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	事業所の名称変更	医療法人日進会日比記念病院	医療法人日進会日進会病院	平成29.1.1

和歌山県告示第745号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052200163	ハッピーテラスとうけい神社前教室	田辺市下屋敷町112階	放課後等デイサービス	株式会社高垣幸夢店	田辺市神子浜二丁目20番14号	平成29.6.1

和歌山県告示第746号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031400561	相談支援事業所hana	海南市船尾179-26 ブランノール船尾101号室	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社和歌山式典	紀の川市貴志川町神戸1050番地3	平成29.6.1

和歌山県告示第747号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）エバグリーン塩屋店

和歌山県和歌山市塩屋五丁目67番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第111号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量、回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合又は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出を行ってください。3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届出を行ってください。
- (3) 予測結果に反し、駐車場からの影響により等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- (4) 児童及び生徒が、店舗へ進入する通行車両が原因となる交通事故に巻き込まれないよう、安全を確保してください。
- (5) 当該地付近の塩屋五丁目の交差点南側は、高松小学校の通学路であるため、通学路の安全確保について、工事中及び開店後を通して十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故にあわないよう、万全の対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年6月9日から同年7月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第748号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

業務スーパー岩出店・産直市場よって岩出店

和歌山県岩出市中島751番地1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第112号

3 意見の概要

- (1) 事業予定地において作業に伴う騒音、振動等の防止に適切な措置を講じるとともに、付近の安全及び生活環境の保全を図り、関係法令・和歌山県公害防止条例を遵守すること。
- (2) 工事の際、前面道路を土砂等で汚損しないよう対応すること。

- (3) 屋外広告物の許可申請を行うこと。
- (4) 周辺に通学路となっている道があるため、工事を注意して行うこと。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
 岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年6月9日から同年7月10日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第749号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、海南市に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地域名	農業振興地域の区域
海南地域	海南市のうち次に掲げる区域であつて、別図で示した部分 (1) 岡田、日方、井田、多田、藤白、鳥居、別所、海老谷、赤沼、上谷、ひや水、次ヶ谷、野上新、九品寺、椋木、溝ノ口、別院、野尻、下津野、原野、孟子、高津、野上中及び七山の全域 (2) 黒江のうち字中ノ坪、尾山、新田、笹尾谷、北裏、小堀、鳥坂、江奈ノ谷及び乾谷、且来のうち字子城ノ内、大荒田、石丁、樋詰、榊、北塚、妙見、門田、野田、神田、北山、公門垣内、井ノ浦、牛神、山内、経伝谷、山出、馬場、仲、南塚、高野田、田中、大峯、六反田、下垣内、辻の谷、脇田、芝崎、大場、上公、小ノ坂、神子谷及び玄上、大野中のうち字善定寺、山王、西ノ谷、神楽岩、小山、舟ノ巖及び南山、山田のうち字オノ神、中裾、大明神及び菖蒲谷、幡川のうち字雨守、上九修、下九修、藤原、島居田、池ノ谷、奥ノ谷、砂取、薬師前、鐘石、横田、中山及び内畑、小野田のうち字下垣内、後関、森谷、上佃、佃、丸山、八反田、廻り谷、切池尻、鎌谷、芦谷、柳ヶ谷、岩切、尾鼻、三ノ台、三ノ谷、青イ谷、竹ノ森、中谷、上ノ宮、東村、土屋垣内、奥ノ谷、奥山、池ノ尻、馬場添、船橋、天満、中垣内、堂ノ田和、城山、五紋、奥ノ垣内、鉄初、道ノ上、西ノ前、栗坪、戸田、大町、山本、西村、北ノ前、北台、下瓦屋、駒ヶ谷、上瓦屋、西中谷、西山北原、向山、西山南原、鯉田北原、鯉田南原、南山、高倉、風呂山、奥山南谷、奥山北谷、笹山及び尾下り、冷水のうち字白紙、東焼尾及び西焼尾、扱沢のうち字谷田、岡ノ後、道下、コエド、ナノラ及び宮ノ谷、東畑のうち字柳谷、柿戸、南柿戸、藤淵、半道、桑原、大北、不動尾、小久保、猪ノ尻、淀、八奴前、餅田、宮ノ上、住谷、猪ノ谷、赤井、戎谷、寺尾、谷ノ前、上平野、下平野、六地藏、下山、雨池、東裏、上東裏、沖ノ琴、道田、白檜、長畑、中添、長道、神田原、平野尾、半道原、柳曾原及び寺尾原、重根のうち字車瀬谷、大畑奥、新池奥、岡、小下田畑、岩谷、嶽、藪田及び上出原、坂井のうち字龍尾、西青田、長手、玉輪山、奥ノ谷、北峯山、大谷、岩切、峯山、足淵山及び南山、沖野々のうち字辺崎、新田原、奥ノ谷、オノ神、石原、横山、田和原、北山、御影堂、太鼓畑及び切池並びに木津のうち字椿谷、皿畝町、芝崎、山本、葉山、柳ノ本、中谷、中山、赤池、大丸山、吉谷、吉瀧及び南山の全域 (3) 大野中のうち字山田及び牛神、山田のうち字東山、幡川のうち字下シ谷、扱沢のうち字細田、赤松及び山畑、東畑のうち字柿戸原及び猪ノ谷原、重根のうち字下村前、大谷、大谷奥、阪東垣内、下村、伏山、菖蒲、上西垣内、上椎原、中椎原及び田津原、坂井のうち字塩ノ谷、湯ノ谷、龍部、池ノ内、平尾、庵之峰、有原、大西、東青田、道場山、山田奥、浄光寺原、久保、東坪及び北山、沖野のうち字越前、小山、ハビケ谷及び西ノ口、木津のうち字高白、堂谷、水落、鴻ノ巣及び中山、北赤坂、南赤坂並びに小野田のうち字赤坂、池奥、大池尻、津越及び西津越の一部に該当する区域 (4) 下津町笠畑、興、引尾、百垣内、曾根田、大窪、沓掛、市坪、橋本、青枝、小松原、中、小南、梅田、下、塩津、丁、黒田、丸田、大崎、鯉川、小原、小畑及び上の全域 (5) 下津町方のうち字丸尾、馬瀬、大久保、向山、箱屋、中尾、元塩浜、浜田、北原、鯨、妙

	見、中島、田中、宮ノ前、ダラニ、サクラ、山崎、小島谷、宮ノ谷、大谷、大谷前、谷奥及び波床並びに下津町下津のうち字柳谷、水主谷、田足、大久保、西上、西路、西谷、宮の後、油谷、小丸坊、峠、大將軍、高畑、鱈川口、袋谷、冷水郷、神前、神田、虫上及び梅田の全域 (6) 下津町方のうち字硯及び横綱代並びに下津町下津のうち字沖山、ノ木、脇の浜及び楠戸の一部に該当する区域
--	--

和歌山県告示第750号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第761号	混合有機質肥料	5.6つの混合有機質肥料	窒素全量5.6% りん酸全量3.5% 加里全量1.8%	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 伊都郡かつらぎ町新田94番地	平成29.5.26

和歌山県告示第751号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成29年6月9日から施行する。

平成28年和歌山県告示第192号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）は、平成29年6月8日限り廃止する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
埼玉県	飯能市及び入間市
東京都	足立区、八王子市、昭島市、福生市、羽村市及び奥多摩町
滋賀県	長浜市
兵庫県	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市
奈良県	奈良市

和歌山県告示第752号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成29年6月9日から施行する。

平成25年和歌山県告示第855号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）は、平成29年6月8日限り廃止する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の表に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域のうち、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除いた区域とする。

都道府県	市町村（特別区を含む。）
大阪府	池田市、柏原市及び富田林市

和歌山県告示第753号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第754号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき有田市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 平成28年11月28日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市地内

和歌山県告示第755号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき由良町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成28年11月14日から平成29年3月17日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第21号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月9日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 講習の実施期間、実施場所及び定員

(1) 講習期間

平成29年8月1日（火）から同月4日（金）までの4日間

(2) 講習場所

和歌山市西汀丁34番地 和歌山市勤労者総合センター

(3) 定員

20名

2 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成29年6月20日（火）から同月22日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成29年6月26日（月）から同月28日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、3の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込みに係る注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において、提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に6の問合せ先に確認しておくこと。

3 提出書類等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの）

(2) 手数料

38,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

4 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

6 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年6月9日

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 濱 口 太 史
和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好

和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成29年4月5日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

ア 多田純一（以下「多田議員」という。）に対し金1,500円

イ 新島雄（以下「新島議員」という。）に対し金750円

ウ 浦口高典（以下「浦口議員」という。）に対し金750円

エ 片桐章浩（以下「片桐議員」という。）に対し金3千円

オ 藤山将材（以下「藤山議員」という。）に対し金2,250円

カ 山田正彦（以下「山田議員」という。）に対し金700円

キ 山本茂博（以下「山本議員」という。）に対し金750円

ク 富安民浩（以下「富安議員」という。）に対し金7,300円

ケ 坂本登（以下「坂本議員」という。）に対し金5,900円

コ 花田健吉（以下「花田議員」という。）に対し金1,400円

サ 谷洋一（以下「谷議員」という。）に対し金5,150円

の損害賠償請求あるいは返還請求をせよ

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 多田議員、新島議員、浦口議員、片桐議員、藤山議員、山田議員、山本議員、富安議員、坂本議員、花田議員及び谷議員

同人らは、2013年度から2015年度当時及び現在においても和歌山県議会議員であり、2013年度から2015年度に受領した政務活動費を違法・不当に支出している相手方である。

イ 政務活動費（公金）の受領及び支出

上記各相手方は、2013年度から2015年度において、法第100条第14項から第16項まで及び、和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）の規定に基づき受領した政務活動費から、政務活動費としてはおよそ充てることができない経費に支出している。

ウ 和歌山県職員録及びわかやま県民手帳各1冊を超える支出の違法・不当

これまでに、和歌山県議会議員に関する政務調査費違法支出金の返還請求が争われてきた住民訴訟が2件存在し、いずれも一部返還を認める判決が確定している。先例となる平成26年大阪高裁確定判決〔大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）〕は、和歌山県職員録（以下「職員録」という。）及びわかやま県民手帳（以下「県民手帳」という。）各1冊を超える支出を違法と判示している。かかる先例は、和歌山県議会会派や議員のその後の政務活動費の支出に関する使途の基準として適用・遵守されるべきであると解される。

しかしながら、上記先例を遵守していない議員が存在しており、そのような支出が2013年度から2015年度の間も続いていたことは厳しく批判されるべきである。

エ 違法不当支出

（ア）多田議員

多田議員は、2014年度及び2015年度に、平成26年5月16日に購入した職員録2冊分1,500円及び平成27年5月29日に購入した職員録2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2014年度の職員録1冊分750円及び2015年度の職員録1冊分750円の合計1,500円の支出は違法である。

（イ）新島議員

新島議員は、2015年度に、平成27年6月18日に購入した職員録2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2015年度の職員録1冊分750円の支出は違法である。

（ウ）浦口議員

浦口議員は、2014年度に、平成26年5月16日に購入した職員録2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2014年度の職員録1冊分750円の支出は違法である。

（エ）片桐議員

片桐議員は、2015年度に、平成27年7月1日に購入した職員録3冊2,250円と同年11月12日に購入した県民手帳3冊2,250円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録及び県民手帳各1冊を超える支出は違法である。

よって、2015年度の職員録2冊分1,500円及び県民手帳2冊分1,500円の合計3千円の支出は違法である。

（オ）藤山議員

藤山議員は、2014年度及び2015年度に、平成26年5月16日に購入した職員録4冊3千円のうち2冊分1,500円及び平成27年6月18日に購入した職員録4冊3千円のうち3冊分2,250円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2014年度の職員録1冊分750円及び2015年度の職員録2冊分1,500円の合計2,250円の支出は違法である。

（カ）山田議員

山田議員は、2013年度に、平成25年10月26日に購入した県民手帳2冊分1,400円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり県民手帳1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の県民手帳1冊分700円の支出は違法である。

(キ) 山本議員

山本議員は、2014年度に、平成26年5月16日に購入した職員録2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2014年度の職員録1冊分750円の支出は違法である。

(ク) 富安議員

富安議員は、2013年度から2015年度までに、平成25年5月15日に購入した県民手帳20冊1万4千円のうち5冊分3,500円、平成26年5月16日に購入した職員録10冊7,500円のうち3冊分2,250円と同年10月24日に購入した県民手帳20冊1万5千円のうち2冊分1,500円、平成27年6月22日に購入した職員録10冊7,500円のうち3冊分2,250円と同年11月12日に購入した県民手帳20冊1万5千円のうち2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録及び県民手帳各1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の県民手帳4冊分の2,800円、2014年度の職員録2冊分1,500円と県民手帳1冊分750円及び2015年度の職員録2冊分1,500円と県民手帳1冊分750円の合計7,300円の支出は違法である。

(ケ) 坂本議員

坂本議員は、2013年度から2015年度までに、平成26年1月5日に購入した県民手帳3冊2,100円、同年10月24日に購入した県民手帳5冊3,750円、平成27年11月12日に購入した県民手帳5冊3,750円のうち3冊分2,250円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり県民手帳1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の県民手帳2冊分1,400円、2014年度の県民手帳4冊分3千円及び2015年度の県民手帳2冊分1,500円の合計5,900円の支出は違法である。

(コ) 花田議員

花田議員は、2013年度に、平成25年5月1日に購入した県民手帳3冊2,100円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり県民手帳1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の県民手帳2冊分1,400円の支出は違法である。

(サ) 谷議員

谷議員は、2013年度から2015年度までに、平成25年6月25日に購入した職員録3冊分2,100円、平成26年5月16日に購入した職員録3冊分2,250円と同年10月24日に購入した県民手帳2冊分1,500円、平成27年6月25日に購入した職員録2冊分1,500円と同年11月12日に購入した県民手帳2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録及び県民手帳各1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の職員録2冊分1,400円、2014年度の職員録2冊分1,500円と県民手帳1冊分750円及び2015年度の職員録1冊分750円と県民手帳1冊分750円の合計5,150円の支出は違法である。

オ 不当利得と県の損害

上記各議員は、上述したとおり政務活動費を違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

カ 仁坂吉伸知事の怠る事実

仁坂吉伸知事は、県が被っている上記損害の回復を図る不当利得返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

キ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

本件政務活動費に関する各議員の収支報告書及び領収書の写し並びに平成26年大阪高等裁判所確定判決〔大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）〕

第2 監査委員の除斥

江川和明委員は、本件監査対象期間中に本件政務活動費の予算の執行等に関する事務を行う議会事務局長として在任していた。本件請求は、同委員に直接の利害関係のある事件であるため、法第199条の2の規定により除斥とした。

なお、本件請求に際して、議選監査委員2人の本件監査からの回避を求める上申書が請求人から提出されたが、本件政務活動費に関する不当利得返還請求権の有無については、議選監査委員である濱口太史委員及び鈴木太雄委員に直接の利害関係のある事件ではなく、法第199条の2の規定による除斥要件には当たらないため、両委員は本件監査を行った。

第3 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年4月6日に受理を決定した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求について、事実関係を確認し協議を行ったが、最終的に意見の一致をみることができず、法第242条第8項の規定による合議が整わなかったため、監査結果の決定をなし得なかった。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務活動費は、平成24年の法改正により、議員活動の活性化を図ることを目的として、従来の「政務調査費」の対象経費の範囲などが見直され、その名称も改められて制度化された。法第100条第14項から第16項までは、以下のとおり定めている。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（法第100条第14項）。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条第15項）。

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする（同条第16項）。

本県においても、この法改正を受け、和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第

34号)を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)に、和歌山県政務調査費の交付に関する規程を「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)に改正し、平成25年4月から新たに政務活動費として交付している。

条例及び規程は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関する必要な事項を定めている。

議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「資料購入費」の内容は「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」であり、「事務費」の内容は「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」である(条例別表第2)。

議員は、政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付して毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出しなければならない(条例第11条第1項及び第4項)。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する(規程第4条)。

知事は、議員が交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる(条例第10条第4項)。

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(規程第6条)。

(2) 本件経費に関する運用基準

本県の政務活動費制度においては、他の都道府県議会の取扱い等を考慮して作成された「政務活動費の手引」(以下「手引」という。)を運用基準としている。

手引では、各経費の範囲について「対象となる経費の例示」、「留意事項」等を定めており、資料購入費の対象となる経費として「書籍等購入費」を例示し、その留意事項として「書籍、職員録等購入費への充当は、原則として各1部(1冊)のみとする」ことを定めている。

なお、この留意事項は、平成24年度以前の「政務調査費」の運用基準ではなく、本県の政務活動費制度の運用基準で新たに追加されたものである。

また、事務費の対象となる経費として「事務用品・備品・消耗品購入費」を例示し、その留意事項として「政務活動に対する有用性があり、一般的に直接必要と認められるものに充当する」ことを定めている。

(3) 議会事務局における本件政務活動費の確認

条例の規定に基づき交付した本件政務活動費について、毎年度4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出され、議会事務局は当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認し、内容が明確でないものについては、各議員に再度確認していた。議長はこの収支報告書の写しを知事に送付し、知事は収支報告書を精査した上で額の確定を行っていた。

本件職員録及び県民手帳購入費について各議員は、「政務調査費」から「政務活動費」に制度が移行した初年度である平成25年度の県民手帳購入費のみ「事務費」とした議員2名分を除けば、全て「資料購入費」として政務活動費に充当していた。

議会事務局は、各議員が職員録や県民手帳の複数冊購入費に政務活動費を充当している場合は、その収支報告において、例えば「事務所、自宅及び車に設置」など、「政務活動費領収書等貼付用紙」の余白に1冊ごとの設置場所等を記載するよう各議員に求めていた。

本件職員録については、各議員が県の行政担当者の連絡先を適時に確認するために、事務所、自宅等複数の場所ごとに設置していたことから、「事務所、自宅及び車に設置」などの記載で1冊ごとの設置場所等を確認し、複数冊が必要な理由を確認した上で、本件政務活動費が適正な支出であ

ると判断していた。ただし、このような設置場所の記載がない場合も、各議員に口頭で複数冊が必要な理由を確認した上で、各議員の合理的な裁量判断の範囲内の支出であると判断していた。

本件県民手帳についても、スケジュール管理やメモ帳として利用する以外に、国や市町村等関係機関の連絡先を確認する目的でも使用されていたことから、議会事務局は職員録と同じく、各議員に1冊ごとの設置場所等を確認し、複数冊が必要な理由を確認した上で、本件政務活動費が各議員の合理的な裁量判断の範囲内の支出であると判断していた。

なお、本件政務活動費において、購入前の領収日付を記載した領収書の写しが収支報告書に添付されていた事例があったが、今回の監査での関係書類の閲覧等により当該購入に係る事実を確認したところ、単なる日付の記載誤りであると認められた。

第6 監査委員の判断

本件請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができなかったが、参考として各監査委員の意見を添付する。

(1) 河野委員の意見

請求人が主張する「先例」の本県政務調査費訴訟確定判決（以下「確定判決」という。）は、当該訴訟での事実認定に基づいた結論にすぎず、制度自体も改正されている本件政務活動費の支出において当然に遵守すべき基準というものではない。

他方、請求人の主張する「先例」の確定判決は、政務調査費の支出の適否について「政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本件用途基準に適合しているかどうかによって判断すべきである。」と判示しているところ、こうした趣旨は政務活動費制度においても同様であると解される。

したがって、本件監査においても、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本県の用途基準（条例や手引に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しているかどうかによって判断すべきである。

本件監査によれば、職員録について、手引で「職員録等購入費への充当は、原則として各1部（1冊）のみとする」と定められている。そして、この基準に加えて1冊を超えた購入費を充当する場合は、その設置場所の記載を求め、設置状況を加味して判断するという運用が行われていた。

職員録は、県の各所属等の連絡先が掲載された、いわば「電話帳」のような性質があること、携帯性にも優れないこと等からすれば、複数の場所に設置して使用することに合理性があるともいえ、この観点からは「設置状況を加味して判断する」という運用に一定程度の合理性は認められる。

しかし、この運用は、記載できる設置場所の数に特に上限を設けていないことから、1冊を超えた購入費の充当について、いかなる場合も議員の合理的な裁量判断の範囲内と認められるのか明確であるとはいえない。

加えて、職員録は、議員が政務活動を行うに当たって、県の各所属等の連絡先を確認するために使用されると思われるところ、1冊を超えて購入し、複数の場所に設置すれば、適時の確認が容易となって便宜ではあろうが、そうすることが必要とまでは断じがたい。

また、県民手帳については、手引に明確な定めはなく、その使用目的もスケジュール管理、国や市町村等の連絡先の確認等様々ではあるが、上着のポケットに収まる程度の大きさの携帯性に優れた形状や全体の半分以上がスケジュール管理用のページと認められる構成からすれば、社会通念上その主たる性質は、スケジュール帳であると解される。

ところで、本件県民手帳購入費の一部も「事務費」として政務活動費に充当されているが、この「事務費」について、手引で「政務活動に対する有用性があり、一般的に直接必要と認められるものに充当する」と定められている。

スケジュール帳は1冊に当人の全ての予定を書き込み一元的にスケジュール管理することにその有用性があるから、1冊を超えて購入することが政務活動に一般的に直接必要とは認められない。

なお、スケジュール帳として議員と事務補助職員との間で同じ手帳を所持して情報共有を図るために使用する場合、メモ帳として使用する場合、国や市町村等の連絡先を確認するための資料として使用する場合等多様な活用する方法があることも理解でき、そのような使い方は議員にとって便宜ではあろうが、政務活動に直接必要であるとまでは断じがたい。

したがって、本件政務活動費の支出は、議員の裁量判断の範囲内であるとは認められず、本件使途基準に適合した支出とはいえない。

(2) 濱口委員、鈴木委員の意見

請求人の主張する「先例」の確定判決においても、「地方自治における地方議会の役割の重要性に鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の政務調査活動の充実を図るという政務調査費交付制度の趣旨からすれば、本件使途基準が、多岐にわたる政務調査活動に係る政務調査費の使途について、議員の合理的な裁量判断の余地を認めていることは相当である」と判示している。

さらに、政務調査費制度の趣旨については、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるもの」であり、加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員も含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」（最高裁判所平成21年12月17日判決参照）とされている。

また、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」（最高裁判所平成22年3月23日判決）とされているところ、こうした趣旨は政務活動費制度においても同様であると解される。

したがって、政務活動費の支出が手引に定められた使途基準に適合しているか否かの判断をするに当たっては、各議員の自主性、自律性及び政務活動に対する裁量を尊重すべきである。

本件監査によれば、各議員は県の各所属等の連絡先を適時に確認するために複数の場所に職員録を設置する必要があったこと、スケジュール管理、国や市町村等の連絡先の確認等様々な目的で県民手帳を使用する必要があったこと等の理由により、本件職員録及び県民手帳の複数冊購入費を政務活動費に充当したと認められる。

そして、議会事務局は、1冊ごとの設置場所等を各議員に確認し、複数冊が必要な理由を確認した上で、本件政務活動費の支出が各議員の合理的な裁量判断の範囲内であると判断していた。

もとより、条例により「資料購入費」等の経費ごとにその内容が定められ、手引にも「職員録等購入費への充当は、原則として各1部（1冊）のみとする」と記載されているところ、各議員が自ら支出した経費を本件政務活動費に充当するに当たって、こうした基準によるべきであることはいうまでもない。

しかしながら、本件政務活動費の支出は、職員録や県民手帳を必要以上に何十冊も購入し、その費用を充当したようなものではない。

各議員が自らの使用目的に応じた1冊ごとの設置場所等も明らかにしており、職員録及び県民手帳の複数冊購入費を政務活動費に充当した理由にも一定の合理性があると認められること、その適否の判断根拠となるべき制度自体も従来の政務調査費制度とは異なっていること等からすれば、本件政務活動費の支出が本件使途基準を逸脱した支出であるということはできない。

和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年6月9日

和歌山県監査委員 河野 ゆう
和歌山県監査委員 濱口 太史
和歌山県監査委員 鈴木 太雄

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好
和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成29年4月20日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

- ア 多田純一（以下「多田議員」という。）に対し金700円
- イ 浦口高典（以下「浦口議員」という。）に対し金1,450円
- ウ 岸本健（以下「岸本議員」という。）に対し金700円
- エ 山田正彦（以下「山田議員」という。）に対し金1,500円
- オ 大沢広太郎（以下「大沢元議員」という。）に対し金7,200円

の損害賠償請求あるいは返還請求をせよ

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 多田議員、浦口議員、岸本議員、山田議員及び大沢元議員

同人らは、2013年度から2015年度当時の和歌山県議会議員であり、2013年度から2015年度に受領した政務活動費を違法・不当に支出している相手方らである。

イ 政務活動費（公金）の受領及び支出

上記各相手方は、2013年度から2015年度において、法第100条第14項から第16項まで及び、和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）の規定に基づき受領した政務活動費から、政務活動費としてはおよそ充てることができない経費に支出している。

ウ 和歌山県職員録及びわかやま県民手帳各1冊を超える支出の違法・不当

これまでに、和歌山県議会議員に関する政務調査費違法支出金の返還請求が争われてきた住民訴訟が2件存在し、いずれも一部返還を認める判決が確定している。先例となる平成26年大阪高裁確定判決〔大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）〕は、和歌山県職員録（以下「職員録」という。）及びわかやま県民手帳（以下「県民手帳」という。）各1冊を超える支出を違法と判示している。かかる先例は、和歌山県議会会派や議員のその後の政務活動費の支出に関する使途の基準として適用・遵守されるべきであると解される。

しかしながら、上記先例を遵守していない議員が存在しており、そのような支出が2013年度から2015年度の間も続いていたことは厳しく批判されるべきである。

エ 違法不当支出

(ア) 多田議員

多田議員は、2013年度に、購入（但し購入日不明）した職員録2冊分1,400円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の職員録1冊分700円の支出は違法である。

(イ) 浦口議員

浦口議員は、2013年度の平成25年5月1日に購入した職員録2冊分1,400円及び2015年度の平成27年5月25日に購入した職員録2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の職員録1冊分700円及び2015年度の職員録1冊分750円の合計1,450円の支出は違法である。

(ウ) 岸本議員

岸本議員は、2013年度の平成25年11月5日に購入した県民手帳2冊分1,400円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり県民手帳1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の県民手帳1冊分700円の支出は違法である。

(エ) 山田議員

山田議員は、2014年度の平成26年10月24日に購入した県民手帳2冊分1,500円及び2015年度の平成27年11月12日に購入した県民手帳2冊分1,500円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり県民手帳1冊を超える支出は違法である。

よって、2014年度の県民手帳1冊分750円及び2015年度の県民手帳1冊分750円の合計1,500円の支出は違法である。

(オ) 大沢元議員

大沢元議員は、2013年度の平成25年5月7日に購入した2014年県民手帳（但し、県民手帳の翌年分の販売は通常10月頃からであり、平成25年5月に翌年分を購入できることはない。）3冊分2,100円と平成25年12月13日に購入した職員録5冊分3,500円及び2014年度の平成26年5月16日に購入した職員録5冊分3,750円に政務活動費を支出している。

しかし、前項で述べたとおり職員録及び県民手帳各1冊を超える支出は違法である。

よって、2013年度の県民手帳2冊分1,400円と職員録4冊分2,800円及び2014年度の職員録4冊分3千円の合計7,200円の支出は違法である。

オ 不当利得と県の損害

上記各議員は、上述したとおり政務活動費を違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

カ 仁坂吉伸知事の怠る事実

仁坂吉伸知事は、県が被っている上記損害の回復を図る不当利得返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

キ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

本件政務活動費に関する各議員の収支報告書及び領収書の写し並びに平成26年大阪高等裁判所確定判決〔大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号事件（原審・和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号）〕

江川和明委員は、本件監査対象期間中に本件政務活動費の予算の執行等に関する事務を行う議会事務局長として在任していた。本件請求は、同委員に直接の利害関係のある事件であるため、法第199条の2の規定により除斥とした。

第3 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年4月20日に受理を決定した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求について、事実関係を確認し協議を行ったが、最終的に意見の一致をみることができず、法第242条第8項の規定による合議が整わなかったため、監査結果の決定をなし得なかった。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務活動費は、平成24年の法改正により、議員活動の活性化を図ることを目的として、従来の「政務調査費」の対象経費の範囲などが見直され、その名称も改められて制度化された。法第100条第14項から第16項までは、以下のとおり定めている。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（法第100条第14項）。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条第15項）。

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする（同条第16項）。

本県においても、この法改正を受け、和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第34号）を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）に、和歌山県政務調査費の交付に関する規程を「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年4月から新たに政務活動費として交付している。

条例及び規程は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関する必要な事項を定めている。

議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「資料購入費」の内容は「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」であり、「事務費」の内容は「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」である（条例

別表第2）。

議員は、政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付して毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出しなければならない（条例第11条第1項及び第4項）。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。

知事は、議員が交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（条例第10条第4項）。

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程第6条）。

(2) 本件経費に関する運用基準

本県の政務活動費制度においては、他の都道府県議会の取扱い等を考慮して作成された「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）を運用基準としている。

手引では、各経費の範囲について「対象となる経費の例示」、「留意事項」等を定めており、資料購入費の対象となる経費として「書籍等購入費」を例示し、その留意事項として「書籍、職員録等購入費への充当は、原則として各1部（1冊）のみとする」ことを定めている。

なお、この留意事項は、平成24年度以前の「政務調査費」の運用基準ではなく、本県の政務活動費制度の運用基準で新たに追加されたものである。

また、事務費の対象となる経費として「事務用品・備品・消耗品購入費」を例示し、その留意事項として「政務活動に対する有用性があり、一般的に直接必要と認められるものに充当する」ことを定めている。

(3) 議会事務局における本件政務活動費の確認

条例の規定に基づき交付した本件政務活動費について、毎年度4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出され、議会事務局は当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認し、内容が明確でないものについては、各議員に再度確認していた。議長はこの収支報告書の写しを知事に送付し、知事は収支報告書を精査した上で額の確定を行っていた。

本件職員録及び県民手帳購入費について各議員は、「政務調査費」から「政務活動費」に制度が移行した初年度である平成25年度の職員録又は県民手帳の購入費のみ「事務費」とした議員2名分を除けば、全て「資料購入費」として政務活動費に充当していた。

議会事務局は、各議員が職員録や県民手帳の複数冊購入費に政務活動費を充当している場合は、その収支報告において、例えば「事務所、自宅及び車に設置」など、「政務活動費領収書等貼付用紙」の余白に1冊ごとの設置場所等を記載するよう各議員に求めていた。

本件職員録については、各議員が県の行政担当者の連絡先を適時に確認するために、事務所、自宅等複数の場所ごとに設置していたことから、「事務所、自宅及び車に設置」などの記載で1冊ごとの設置場所等を確認し、複数冊が必要な理由を確認した上で、本件政務活動費が適正な支出であると判断していた。ただし、このような設置場所の記載がない場合も、各議員に口頭で複数冊が必要な理由を確認した上で、各議員の合理的な裁量判断の範囲内の支出であると判断していた。

本件県民手帳についても、スケジュール管理やメモ帳として利用する以外に、国や市町村等関係機関の連絡先を確認する目的でも使用されていたことから、議会事務局は職員録と同じく、各議員に1冊ごとの設置場所等を確認し、複数冊が必要な理由を確認した上で、本件政務活動費が各議員の合理的な裁量判断の範囲内の支出であると判断していた。

なお、本件政務活動費において、購入前の領収日付を記載した領収書の写しや領収日付の記載のない領収書の写しが収支報告書に添付されていた事例があったが、今回の監査での関係書類の閲覧等により当該購入に係る事実を確認したところ、単なる日付の記載誤りや記載漏れであると認めら

れた。

第6 監査委員の判断

本件請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができなかったが、参考として各監査委員の意見を添付する。

(1) 河野委員の意見

請求人が主張する「先例」の本県政務調査費訴訟確定判決（以下「確定判決」という。）は、当該訴訟での事実認定に基づいた結論にすぎず、制度自体も改正されている本件政務活動費の支出において当然に遵守すべき基準というものではない。

他方、請求人の主張する「先例」の確定判決は、政務調査費の支出の適否について「政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本件用途基準に適合しているかどうかによって判断すべきである。」と判示しているところ、こうした趣旨は政務活動費制度においても同様であると解される。

したがって、本件監査においても、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が本県の用途基準（条例や手引に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しているかどうかによって判断すべきである。

本件監査によれば、職員録について、手引で「職員録等購入費への充当は、原則として各1部（1冊）のみとする」と定められている。そして、この基準に加えて1冊を超えた購入費を充当する場合は、その設置場所の記載を求め、設置状況を加味して判断するという運用が行われていた。

職員録は、県の各所属等の連絡先が掲載された、いわば「電話帳」のような性質があること、携帯性にも優れないこと等からすれば、複数の場所に設置して使用することに合理性があるともいえ、この観点からは「設置状況を加味して判断する」という運用に一定程度の合理性は認められる。

しかし、この運用は、記載できる設置場所の数に特に上限を設けていないことから、1冊を超えた購入費の充当について、いかなる場合が議員の合理的な裁量判断の範囲内と認められるのか明確であるとはいえない。

加えて、職員録は、議員が政務活動を行うに当たって、県の各所属等の連絡先を確認するために使用されると思われるところ、1冊を超えて購入し、複数の場所に設置すれば、適時の確認が容易となって便宜ではあろうが、そうすることが必要とまでは断じがたい。

また、県民手帳については、手引に明確な定めはなく、その使用目的もスケジュール管理、国や市町村等の連絡先の確認等様々ではあるが、上着のポケットに収まる程度の大きさの携帯性に優れた形状や全体の半分以上がスケジュール管理用のページと認められる構成からすれば、社会通念上その主たる性質は、スケジュール帳であると解される。

ところで、本件県民手帳購入費の一部も「事務費」として政務活動費に充当されているが、この「事務費」について、手引で「政務活動に対する有用性があり、一般的に直接必要と認められるものに充当する」と定められている。

スケジュール帳は1冊に当人の全ての予定を書き込み一元的にスケジュール管理することにその有用性があるから、1冊を超えて購入することが政務活動に一般的に直接必要とは認められない。

なお、スケジュール帳として議員と事務補助職員との間で同じ手帳を所持して情報共有を図るために使用する場合、メモ帳として使用する場合、国や市町村等の連絡先を確認するための資料として使用する場合等多様な活用する方法があることも理解でき、そのような使い方は議員にとって便宜ではあろうが、政務活動に直接必要であるとまでは断じがたい。

したがって、本件政務活動費の支出は、議員の裁量判断の範囲内であるとは認められず、本件用途基準に適合した支出とはいえない。

(2) 濱口委員、鈴木委員の意見

請求人の主張する「先例」の確定判決においても、「地方自治における地方議会の役割の重要性

に鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の政務調査活動の充実を図るという政務調査費交付制度の趣旨からすれば、本件使途基準が、多岐にわたる政務調査活動に係る政務調査費の使途について、議員の合理的な裁量判断の余地を認めていることは相当である」と判示している。

さらに、政務調査費制度の趣旨については、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるもの」であり、加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員も含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」（最高裁判所平成21年12月17日判決参照）とされている。

また、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」（最高裁判所平成22年3月23日判決）とされているところ、こうした趣旨は政務活動費制度においても同様であると解される。

したがって、政務活動費の支出が手引に定められた使途基準に適合しているか否かの判断をするに当たっては、各議員の自主性、自律性及び政務活動に対する裁量を尊重すべきである。

本件監査によれば、各議員は県の各所属等の連絡先を適時に確認するために複数の場所に職員録を設置する必要があったこと、スケジュール管理、国や市町村等の連絡先の確認等様々な目的で県民手帳を使用する必要があったこと等の理由により、本件職員録及び県民手帳の複数冊購入費を政務活動費に充当したと認められる。

そして、議会事務局は、1冊ごとの設置場所等を各議員に確認し、複数冊が必要な理由を確認した上で、本件政務活動費の支出が各議員の合理的な裁量判断の範囲内であると判断していた。

もとより、条例により「資料購入費」等の経費ごとにその内容が定められ、手引にも「職員録等購入費への充当は、原則として各1部（1冊）のみとする」と記載されているところ、各議員が自ら支出した経費を本件政務活動費に充当するに当たって、こうした基準によるべきであることはいうまでもない。

しかしながら、本件政務活動費の支出は、職員録や県民手帳を必要以上に何十冊も購入し、その費用を充当したようなものではない。

各議員が自らの使用目的に応じた1冊ごとの設置場所等も明らかにしており、職員録及び県民手帳の複数冊購入費を政務活動費に充当した理由にも一定の合理性があると認められること、その適否の判断根拠となるべき制度自体も従来の政務調査費制度とは異なっていること等からすれば、本件政務活動費の支出が本件使途基準を逸脱した支出であるということとはできない。